

おおい町介護保険等運営協議会設置要綱

〔 平成18年3月3日
告示第 38 号 〕

改正 平成18年4月1日告示第103号
平成20年3月21日告示第18号
平成22年3月1日告示第8号
平成27年4月1日告示第117号
平成29年3月28日告示第74号
令和2年4月1日告示第131号

(目的)

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）及び地域密着型サービス等の介護保険及び高齢者福祉事業の円滑かつ適正な運営を図るため、おおい町介護保険等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次の事務を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、ア（イ）の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

（ア） センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか

（イ） センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか

（ウ） その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

（3） センターの職員の確保に関すること。

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

（4） その他の地域包括ケアに関すること。

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

（5） 地域密着型サービスの運営に関すること。

ア 地域密着型サービスの指定等に関し町長に意見を述べること。

イ 町において地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに町長に意見を述べること。

ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他町長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。

（6） 介護予防・日常生活支援総合事業の運営に関すること。

ア 介護予防・生活支援サービスの指定等に関し町長に意見を述べること。

イ 町において介護予防・生活支援サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに町長に意見を述べること。

ウ 介護予防・生活支援サービスの質の確保、運営評価その他町長が介護予防・生活支援サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。

エ 介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の体制整備の推進について、生活支援コーディネーター（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省

告示第196号)第4に規定する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)のうち、おい町を対象として活動するものをいう。)と連携を図る。

- (7) 高齢者福祉・介護保険事業計画の策定等に関すること。
- (8) 高齢者福祉・介護保険事業計画の進行管理等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が高齢者福祉施策及び介護保険施策において特に必要であると判断したこと。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が任命又は委嘱する。

- (1) 介護(予防)サービスに関する事業者及び職能団体
- (2) 介護保険被保険者
- (3) 介護保険以外の福祉事業等を担う関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 運営協議会に会長及び副会長を置く。

4 会長は、委員の互選により選任する。

5 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、前条第2項各号の資格等に変更等を生じた場合は、委員の職を失するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の事務局は、いきいき福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月3日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に任命又は委嘱される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大飯町介護保険等運営協議会設置要綱(平成18年大飯町告示第1号)又は名田庄村介護保険等運営協議会設置要綱の規定によりなされた行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年4月1日告示第103号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日告示第18号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月1日に任命又は委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成22年3月1日告示第8号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第117号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第74号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第131号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。